

旧大手門まちづくり拠点施設の
活用に関する民間提案制度
【募集要項】

令和4年4月

愛知県犬山市

旧大手門まちづくり拠点施設の活用に関する民間提案制度

1. 提案募集案件

詳細については別紙「物件調書」をご覧ください。

案件名	想定する事業区分
旧大手門まちづくり拠点施設	土地・建物の利活用

2. 提案条件

民間提案内容の事業化にあたっての条件は、以下のとおりです。

- ① 犬山城下町のにぎわい創出に寄与する利活用であること。(飲食店やアンテナショップ等)
※純粋な住居としての提案は、対象外とします。
- ② 施設の敷地全体が文化財保護法に基づく史跡指定の候補地のため、建物の改修、修繕等にあたっては、歴史まちづくり課と事前協議をする必要があります。
- ③ 過去に実施した耐震診断により、施設の耐震強度不足が判明しているため、利活用にあたっては、耐震補強が必要ですので、提案者側の負担で耐震補強工事を行ってください。耐震補強後は、耐震診断などにより耐震強度を確保したことが確認できる書類を提出してください。
- ④ 提案内容、改修工事等によっては、景観条例、消防法等に基づく指導や規制がかかる場合があるため、関係各所と事前に協議をしてください。(景観条例については都市計画課、消防法については、消防本部予防課)
- ⑤ 賃借料は、月額 142,000 円以上とします。(年額 1,704,000 円以上)
- ⑥ 第三者へ権利を譲渡することはできません。提案者自らが事業を行ってください。
- ⑦ 本市の新たな財政支出、又は維持管理費の増加を伴う提案は、対象外となります。

3. 参加資格条件等

(1) 提案者の参加資格要件

提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、民間提案制度の目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人(以下「民間事業者等」という。)とし、個人は除きます。

提案者は、本市との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 提案者の制限

次のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び提案者の構成員となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに犬山市暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 28 日条例第 34 号)に基づく排除措置に該当する者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きが終了していない者
- ⑤ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

4. 実施スケジュール及び応募方法

(1) 実施スケジュール(予定)

No.	実施項目	日程
1	提案募集案件一覧の公表	令和 4 年 5 月 2 日(月)
2	制度及び案件に関する質問受付	令和 4 年 5 月 2 日(月)～8 月 19 日(金)
3	企画提案書の受付期間	令和 4 年 5 月 2 日(月)～8 月 31 日(水)
4	ヒアリング	令和 4 年 9 月
5	提案事業の採択決定	令和 4 年 10 月
6	詳細協議及び事業化の決定	令和 4 年 11 月以降

(2) 質問受付及び回答

① 質問方法

質問書(「制度に関する質問」は、様式第 1 号、「事業に関する質問」は様式第 2 号)に質問内容を記載し、電子メールにより提出してください。

※電子メール送信後、担当者まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

② 受付期間

令和 4 年 5 月 2 日(月)から 8 月 19 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで。(ただし、土日・祝祭日を除く。)

③ 回答方法

「制度に関する質問」「事業に関する質問」に対する回答は、本市ホームページで順次公表します。

ただし、「事業に関する質問」については、提案内容に関わる事項に及ぶことから、質問者の同意を得た上で公表します。

④質問書提出先メールアドレス

メールアドレス:010410@city.inuyama.lg.jp、電話:0568-44-0349(直通)

犬山市 市民部 地域協働課 施設・町内会担当

(3)企画提案書等の書類提出

提案団体調書(様式第 3 号)、誓約書(様式第 4 号)、企画提案書(様式第 5 号)、提案団体状況表(様式第 6 号)及び関連事業実績一覧表(様式第 7 号※任意提出)に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各1部を次の方法により提出してください。

①受付期間

令和 4 年 5 月 2 日(月)から令和 4 年 8 月 31 日(水)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(ただし、土日・祝祭日を除く。)

②提出方法及び提出先

ア.提出方法

郵送又は直接持参とします。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受付します。

イ.提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

犬山市役所 市民部 地域協働課 施設・町内会担当宛

5. 提案事業の採否

(1)ヒアリングの実施

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

※ヒアリングの時間は 60 分程度(提案者によるプレゼンテーション 20 分+質疑応答 40 分)を想定しています。

(2)審査の視点

審査の視点は以下の項目を基本とします。可能な限り、すべての項目を網羅できるような提案としてください。

審査項目	視点
地域性・将来性	地域のにぎわいを創出できるか。

地域性・将来性	地域ニーズに応じた事業展開となっているか。
	周辺環境に馴染んだ施設となっているか。
安定性・実現性	事業を安定的に担うための経営基盤や、人員体制、能力を有しているか。
	事業が継続できる収支計画等となっているか。
法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。
	安全な施設利用が可能な状態となっているか。
独創性・その他	独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
	周辺地域への配慮や地域経済の活性化を図る工夫があるか。
	官民連携を広めていけるか。
	市のコスト縮減、収入増加が見込まれるか。

(3) 提案事業の審査、採否決定と公表

本市は、民間提案を審査し採否を決定します。民間提案を採用し事業化を検討するものは事業計画を、採択しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ①採用(一部採用):民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ②不採用:事業化に適さないと判断した場合

6. 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

(1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から④までの書類を各々2部(正本1部、副本1部)、を提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

※ 副本はコピー可とします。

- ①法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類(3か月以内に発行されたもの)
- ②未納税額がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ③役員名簿(住所、氏名、生年月日が記載されたもの)
- ④提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書※必要に応じて提出

2) 事業化・契約締結までの手続き

- ①採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と「詳細

協議を進めます。なお、協議が整わない場合は事業化されません。

②交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と「契約(随意契約)」を締結します。契約期間については、10年を想定しています。

7. 留意事項

(1)費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。

ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3)特許権の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4)情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5)提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6)提案の辞退

提案を辞退する場合は、提案辞退届出書(様式第8号)を提出すること。

(7)不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

8. 問い合わせ先及び提案書提出先

犬山市役所 市民部 地域協働課 施設・町内会担当

・所在地:〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

・電話番号 :0568-44-0349

・E-mail:010410@city.inuyama.lg.jp